



2015年5月12日

各 位

会 社 名 青木あすなろ建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 上野康信
(コード番号 1865 東証第一部)
問 合 せ 先 上席執行役員管理本部長 国竹治之
(TEL 03-5419-1011)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を2015年6月18日開催予定の第75回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) A種株式の規定廃止

発行済みA種株式を全株式消却したこと、およびA種株式の新規発行予定がないことから当該規定を削除するものです。

(2) 発行可能株式総数の減少

A種株式の廃止に伴い、発行可能株式総数を減少させるものです。

(3) 責任限定契約の締結範囲の拡大

改正会社法の施行により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにとともない、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役と責任限定契約を締結できるよう変更するものです。

なお、この定款の変更については監査役会の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

なお、現行定款のうち、変更のない条文は省略しております。

(下線部が変更部分)

現 行	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,686万4,500株とする。このうち、2億800万株は普通株式、2,886万4,500株はA種株式とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2億800万株とする。</p>
<p>(A種株式)</p> <p>第7条 当社は、議決権の無いこと以外は普通株式と異なるA種株式(無議決権普通配当株式)を発行することができる。</p> <p>2. 取締役会の決議により、A種株式は普通株式に転換することができる。この場合、A種株式は普通株式に1対1の比率で無償で転換されるものとする。</p>	<p>(A種株式)</p> <p>第7条 <u>(削除)</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、<u>普通株式、A種株式とも100株とする。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>

※ 現行 第8条から第40条は各1条、その条数を繰り上げます。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2015年6月18日(木曜日)
定款変更の効力発生日 2015年6月18日(木曜日)

以 上